

原子力人材育成等推進事業費補助金交付要綱

平成 22 年 9 月 3 日
文部科学大臣決定

(通則)

第 1 条 原子力人材育成等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、次の各号に掲げる補助を行うことにより、関係機関の連携による我が国における原子力の人材育成機能の充実を図ることを目的とする。

- 一 関係機関間の連携による原子力人材育成事業を取りまとめる機関等に対して、機関間の連携を図るための共通基盤を整備する経費及びこの共通基盤を利用し、機関間の連携による人材育成事業を行う経費を補助する。
- 二 原子力施設を保有する機関等に対して、当該施設を原子力に関する人材育成を行う者又は受ける者の共用に供するために必要な経費を補助する。

(定義)

第 3 条 この要綱において「機関等」とは、次の各号に掲げる国内の機関をいう。

- 一 大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）
- 二 大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）
- 三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）
- 四 その他法律に規定されている法人

2 この要綱において「原子力施設」とは、次の各号に掲げる国内の施設をいう。

- 一 加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 13 条第 2 項第 2 号に規定する加工施設をいう。）
- 二 原子炉施設（原子炉等規制法第 23 条第 2 項第 5 号に規定する原子炉施設をいう。）
- 三 再処理施設（原子炉等規制法第 44 条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。）
- 四 廃棄物埋設施設（原子炉等規制法第 51 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する廃棄物埋設施設をいう。）
- 五 核燃料物質の使用施設（原子炉等規制法第 52 条第 2 項第 7 号に規定する核燃料物質の使用施設をいう。）
- 六 RI 使用施設（放射性同位体元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭

和32年法律第167号)第3条第2項第5号に規定する放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする施設をいう。)であって、大学、独立行政法人、公益法人、特例民法法人、電力会社又は原子炉メーカーが所有する施設。

七 原子炉の運転訓練施設、保全訓練施設その他原子力技術者の育成を目的とした設備を有する研修施設

- 3 この要綱において「共用」とは、原子力施設を保有する機関等以外の者等が、当該施設を利用することをいう(当該施設の主たる設置目的の範囲内の利用を除く)。

(交付の対象)

第4条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、第2条の目的を達成するために必要な事業(以下「補助事業」という。)を実施する機関等(以下「補助事業者」という。)に対して、補助事業を実施するために必要な経費(以下「補助事業費」という。)のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)から、補助事業において、共用に供することによって得る利用料収入及び研修を行うことによって得る受講料収入のうち補助対象経費に充てるべきものとされる部分を減額した経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象とする費目は、人件費及び事業費とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、別に定める原子力人材育成等推進事業費補助金公募要領に基づき応募し、実施する機関として選定されたのち、交付申請書(様式1)を大臣に提出しなければならない。ただし、複数年計画の事業を実施する機関として選定された場合は、当該事業について2年目以降は当該公募要領に基づき応募し、実施する機関として選定されたものとみなす。

- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 大臣は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定を行うものとする。この場合において、大臣は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、条件を附して補助金の交付の決定をすることができる。

- 2 前条の規定による交付申請書が到達してから交付の決定を行うまでの通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 4 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を附して交付決定を行うものとする。

(決定の通知)

第7条 大臣は、前条の規定により補助金を交付するものと決定したときは、速やかに決定の内容及びこれに条件を附した場合には、その条件を補助事業者に交付決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の通知を受けた者は、その通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から15日以内に申請を取下げることができる。

2 前項の取下げをするときは、交付申請取下げ書(様式3)にそれぞれ参考となる書類を添え、大臣に提出しなければならない。

3 第1項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(経費の効率的使用)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の主旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書(様式4)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えない次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

一 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合

二 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、第4条第2項に定める補助対象とする各費目に係る額を50万円又は補助金の交付決定額の総額の15%のいずれか高い額以内で増減する場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、遅延なく補助事業中止(廃止)承認申請書(様式5)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業遅延届(様式6)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び経費の支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式7)を大臣に提出することとし、また、大臣は、その状況を調査することができる。

(実績報告書の提出)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合も含む。)した場合にあっては、その日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式8)を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、国の会計年度が終了したときに補助事業が未完了の場合は、補助金の交付を受けた翌年度の4月末までに国の会計年度終了に伴う実績報告書(様式9)を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 大臣は、前条第1項の規定による補助事業の実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書(様式10)により通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書(様式11)により速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

(補助金の交付決定の取消し等)

第17条 大臣は、前条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定により第6条の交付の決定の取消しを行った場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還には、第15条第3項の規定を準用するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金の支払は、原則として第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、大臣は必要があると認めるときは、補助金額の全部又は一部について概算払をすることができる。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第20条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 施行令第14条第1項第2号の各省各庁が定める期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(補助金の経理)

第21条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、補助事業以外の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する収入額及び支出額について、その収入及び支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は平成22年9月3日から施行する。